これは対象となる事業について、各事業年度における業務達成度に応じた運営費交付金の収益化を行うことによって、損益の状況をより適切に表すため変更するものであり、この変更により前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、当事業年度の運営費交付金収益は15,591千円減少し、経常利益及び当期総利益は、同額減少しております。

（貸借対照表関係）

⑴　当期の運営費交付金により財源措置されない引当外賞与見積額　665,026千円

⑵　運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額　10,945,655千円

（損益計算書関係）

運営費交付金収益には、平成23年度補正予算（第３号）により措置された東日本大震災により被災した学生等に係る授業料免事業の金額（14,044千円）が含まれております。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	4,818,244千円
うち定期預金	△1,192,239千円
資金期末残高	3,626,005千円

⑵　重要な非資金取引

①　ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品　46,447千円

②　現物寄附による資産の取得

取得額　220,888千円

（国立大学法人等業務実施コスト計算書関係）

引当外退職給付増加見積額のうち国又は地方公共団体からの出向職員分　86,778千円

（固定資産の減損）

⑴　減損を認識した資産

①　概要　（単位：千円）

資産名称	種　類	使用用途	場　所	帳簿価額
鷹匠荘	土地 建物 構築物	宿舎及び境界囲障等	静岡市葵区東鷹匠町44	89,200 2,800 9
千代田宿舎	土地 建物 構築物	宿舎及び境界囲障等	静岡市葵区千代田６―11―10	85,700 0 0

②　減損の認識に至った経緯

使用しないという決定をしたためです。

③　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

鷹匠荘、千代田宿舎ともに、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回ったため、減損処理を行いませんでした。

④　複数の固定資産を一体としてサービスを提供すると認めた理由

土地、建物、構築物は一体となってサービスを提供するため、これらを一体として判定しております。

⑤　回収可能サービス価額の算定方法

鷹匠荘及び千代田宿舎については、今後の使用が予定されていないため、更地による売り払いを予定していることから、回収可能サービス価額は、正味売却価額としております。

正味売却価額は、鷹匠荘については、不動産鑑定士による調査価格から、過去の実績に基づく撤去費用見込額を差し引いた額、千代田宿舎については、売却予定額としております。

⑵　減損の兆候が認められた資産

①　概要　（単位：千円）

資産名称	種　類	使用用途	場　所	帳簿価額
藤枝宿舎	建物	宿舎及び境界囲障等	藤枝市仮宿664	10,900

②　認められた減損の兆候の概要

業務の実績が、中期計画等の想定に照らし、著しく低下しているためです。

③　減損処理をしない根拠

保守管理が恒常的に行われ、将来の利用が確実に見込まれるためです。

⑶　翌事業年度以降の特定の日以後使用しないと決定した資産

①　概要　（単位：千円）

資産名称	種　類	使用用途	場　所	帳簿価額
浜松艇庫	土地 建物	艇庫及び境界囲障等	浜松市富塚町字佐鳴湖5044番	6,400 0

②　使用しなくなる日

譲渡の相手方（静岡県）との協議において、翌事業年度以降重要な財産として譲渡することを予定しております。

③　使用しないという決定を行った経緯・理由

静岡県による佐鳴湖護岸工事に伴い移転するためです。

④　使用しなくなる日の帳簿価額

6,400千円

⑤　使用しなくなる日の回収可能サービス価額

正味売却価額

⑥　減損額の見込額

回収可能サービス価額が帳簿価額を上回ると予想されるため、０円

（金融商品関係）

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用にあたっては、国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、管理・運用を行っております。

未収債権については、静岡大学債権管理事務取扱規則に沿ってリスク管理を行っております。

また、寄附を受けた投資有価証券を保有しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末時における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①　現金及び預金	4,818,244	4,818,244	―
②　未払金	(2,386,275)	(2,386,275)	(―)

（注１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注２）　金融商品の時価の算定方法

①　現金及び預金、②　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。